

令和 6 年 8 月 9 日

▼タイトル

高島市議会政治倫理審査会の設置について

▼内 容

令和 6 年 7 月 1 6 日付けで政治倫理基準等違反審査請求書を受理したことに伴い、本日、高島市議会政治倫理審査会を設置しましたのでお知らせします。

○審査請求事案の内容

令和 6 年 5 月 1 0 日に市長が議長に対して行った「市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れ」により、令和 6 年 3 月 1 3 日（水）産業建設常任委員会の暫時休憩中および委員会終了後の議会事務局事務室において、審査対象議員（疑いの事実の当時議員であった者）が議会事務局職員に対して複数回にわたり暴言を吐くとともに、職員に厳しく詰め寄り、強い口調で詰問したほか、感情的に大きな声で怒鳴るなどの行為が適示された。

○高島市議会政治倫理審査会について

1. 政治倫理審査会委員の構成について

委員は、高島市議会議員政治倫理条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織し、議長が指名または委嘱をしました。

議員	3 人
学識経験者	2 人
選挙権を有する者	2 人

2. 第 1 回政治倫理審査会について

開催日および審議内容が決定次第、別途お知らせします。

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局 平井、八田
- 電話番号：0740（25）8140
- ファックス：0740（25）8146